

Title	初期労働組合組織における国際的比較の問題：企業別組織の発生要因をめぐって 大河内, 矢島両教授の理論の批判
Sub Title	The international comparison of formation of trade union in early period : criticism on the theory of enterprise union by Ohkochi and Yajima
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.2 (1965. 2) ,p.83(1)- 108(26)
JaLC DOI	10.14991/001.19650201-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650201-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650201-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

出口勇蔵著「ウェーバーの経済学方法論」……………野地洋行 72  
内田義彦・宮崎義一編「経済学史講座」I……………飯田裕康 73  
小林昇・宮崎厚一編  
——経済学史の基礎——

初期労働組合組織における国際的比較の問題

——企業別組織の発生要因をめぐって

大河内、矢島両教授の理論の批判——

飯田 鼎

- 一、はしがき——問題の提起——
- 二、大河内、矢島両氏の企業別組合論
- 三、両氏の理論にたいする批判
- 四、イギリス職能別組合の初期的形態  
——友愛組合との関連を中心として——
- 五、結び——企業別組合論研究の前進のために——

わが国の労働組合が、組織上いわゆる企業内もしくは企業別組合として知られる特殊のパターンを形成していること、そしてそれがわが国における賃労働の形成過程と密接な関係にあることは、すでに多くの研究者によって指摘されている。すなわち特殊日本型としての「賃労働」<sup>(1)</sup>、賃労働における封建性あるいは「出稼ぎ型労働」<sup>(2)</sup>が労働市場における閉鎖性を生み

初期労働組合組織における国際的比較の問題

出し、その横断化を妨げているというのである。周知のように、そこには西ヨーロッパとくにイギリスにおけるクラフト・ユニオン（職能別組合）がモデルとして予定されている。西欧に成立した職種を中心とするクラフト・ユニオンが、わが国において一旦は成立をみながら、何故に根づかなかつたのか。たんに「賃労働における封建性Ⅱ出稼ぎ型労働」の論理<sup>(3)</sup>あるいは大企業による横断的労働市場の分断化政策をもってしては、結局は宿命論におちいることになり説明できない多くの問題をはらんでいるといわなければならない。労働力の自由な移動を前提とするクラフト・ユニオンが、わが国に根づかなかつた理由として、多くの原因があげられるであろう。まず第一に、第二次世界大戦後労働組合運動は、占領軍によって政策的に奨励され、一企業中心の混合的組織としてはじめて「合法的」地位を与えられたという歴史的ともいべき事実が強調されなければならないであろう。

しかし、いかに上からの政策的なものであったにもせよ、今日、企業内組合が、わが国の労働組合組織にとって播がすことのできないほどの支配的な地位をしめていることをみれば、わが国には、そうした特殊なパターンを形成せしめた主体的な条件が歴史的にも存在していたと考えなければならない。そこでつぎのように考えることはできないであろうか。

いま、西欧、とくにイギリスのクラフト・ユニオンをモデルとして考察した場合、それは一体、どのような経過を辿って出現し、形をととのえていったのであろうか。労働市場の横断化を促進した決定的要因は何か。要するに、英国においては、労働者の組織を、企業の枠にとられずに、職種別に結集せしめるモメントとなつたものが必ず存在したはずである。それは一体何であつたか、この問題を追求することによって、その実体がつきとめられるならば、わが国における横断的組合の不成功の原因、従つて企業内組合成立の必然性もまた理解できるといえよう。周知のように、一旦、明治三〇年代に横断組合として成立した組合が、その後、幾多の弾圧のなかで、大正の末期から企業内におしこめられつあつたという事実がある。独占資本主義段階に伴う産業構造の変化が熟練労働力の企業内確保を必要ならしめ、その足どめ政策としての社内

福利施設や年功序列賃金体系を採用せしめたことも、たしかに労働市場の分断化を促進し、労働者の「トランピング」、いわゆる「わたり歩き」を阻止したことは事実であらうけれども、それをもって、ただちに企業内組合の根拠にすることが妥当であらうか。それはたしかに資本の側からする労務対策であつたが、労働者がこれにどのように対応したかが、まったく不問に付せられているし、その限りでは、その理由だけで企業内組合発生の根本的理由とはなしがたいと考える。労働運動の自然発生性というより根本的な問題意識から出発してみようとすれば、われわれは、職能別労働組合をたんにモデルとして、自明の前提として無意識のうちに想定するのではなく、クラフト・ユニオンそのものの発生的意義について真剣に考えなければならない。だが、その前に、わが国における企業別組合論の代表的見解について考察することにしよう。

(1) これについては、社会政策学会編「賃労働における封建性」(社会政策学会年報第二集)。

(2) 大河内一男「黎明期の日本労働運動」(岩波新書参照)。

(3) 企業別組合論について早くから問題を提起されているのは大河内一男教授である(「日本労働組合論」慶友社、昭和二八年)。しかしその前にすでに故末弘蔵太郎博士が、「日本労働組合運動史」(日本労働組合運動史刊行会、昭和二五年、のちに東京大学出版会)、労働組合の特殊日本的類型としての企業内組合にふれていることは忘れられてはならない。

ところで、このような大河内教授の理論にたいして、大友福夫教授はその宿命論的観点を批判し、「企業別組合からの脱皮」という視角から、企業別組合は、労働組合の組織的基礎としての自主的な工場委員会ともいべきものであり……やがて結成さるべき労働組合(産業別単一労働組合)の基礎として編成されていかねばならなかつた……とのべている。大河内教授の現実認識の把握にたいして、大友氏の理論には、多分に戦術論としての性格がみられる点が注目される。この両者の批判については、藤田若雄「企業別組合論」とその「批判」について(社会政策学会編「戦後日本の労働組合」、一九五六年有斐閣)を参照。なお、氏原正治郎、藤田若雄および舟橋尚道共著「日本型労働組合と年功制度」(東洋経済新報社、一九六〇年)、藤田若雄「第二組合」(日本評論新社、一九六〇年)も参考になる。

企業別組合の歴史的生成要因について、注目すべき見解を表明されている大河内教授は、一九五九年三月、労働運動史研究会例会での講演「企業別組合の歴史的検討」および一九五九年四月、日本労働協会雑誌創刊号にのせた論文「日本の労使関係の特質とその変遷」において、戦後における企業別組合が、上からの民主化政策、労働組合助長政策によって簇出したという現象をとりあげ、戦前との関連を問題とされ、やはり戦前にそのような伝統があつてはじめて今日のような企業別組合の全盛時代を招来したのだといわれる。<sup>(1)</sup>つまり、周知のように、日本における本格的労働運動は、すでに明治三〇年代、サミュエル・ゴンパース (Samuel Gompers) の影響をうけた高野房太郎および片山潜等によつてはじめられ、彼らが中心となつてつくつた鉄工組合は企業の枠を超えた横断組織を基礎とするクラフト・ユニオンであつた。<sup>(2)</sup>すなわち、その当時のわが国には横断的な労働市場が存在していたと考えられ、よりよい労働条件を求めて転々と移動するという、いわゆる労働移動の現象が一般的であつたとみられるのである。

大河内教授の問題提起は、このような明治三〇年代において折角形成された横断組合が、明治から大正へと伝えられながら、結局、大正末期から昭和初頭にかけて崩れてしまったという事実は、一体、何に起因するのかという点である。教授は、その根本的要因を、労働市場の分断化政策が、大正の末期とくに大正九年の恐慌以後企業の労務対策としてあらわれ、その結果、熟練職種間の労働移動が次第に阻止され、熟練労働者は企業の枠に閉じこめられたのであるとされている。

この点について、教授の見解をさらにくわしくみていくならば、明治期から第一次大戦頃までの企業の労働力政策、つまりりもつと具体的にいえば労働力把握は、個別企業のために、労働力の調達機関としての役割を果していた熟練親方あるいは「労働ボス」が中心になつて労働者を集めたのであり、各企業はそれ自体が直接これを雇用するというよりは、そうした労働

ボスを通じての間接的雇用ないし間接的なコンドロールの段階にとどまっていたということである。そしてこのような熟練親方ないし「労働ボス」の人間の類型をもつとも鮮やかに示す例として、鈴木文治「労働運動二十年」のなかにおける熟練労働者をあげている。<sup>(3)</sup>

結局、大河内教授によれば、大正九年のいわゆる戦後恐慌以後、昭和初頭にかけて、企業の独占化の傾向が目立ちはじめ、その不況の数年間のうちに、大企業を中心として横断的な労働市場が個別企業ごとに分断されるようになり、熟練労働力にたいする急激な需要に応ずるためと、これを一企業に定着させることの必要上、かつてのように、労働力のコントロールが、たんなる労働ボスの支配に委ねられるのではなく、企業が直接に自己の責任において労務統轄を行うに至り——たとえば養成工制度のように——、その結果として、労働者の自由な移動が阻止され、企業の枠の中に閉鎖されるに至つたといふのである。<sup>(4)</sup>このようにして、主として大企業を中心として、労働者の長期雇入れ、永年勤続という現象が支配的となり、また資本は、長期雇用を維持するために、社宅、寄宿舎、病院、その他の娯楽休養施設などの膨大な福利施設をつくり上げていった。それが今日、いわゆる年功序列賃金体系の基礎となり、このような労働力の個別企業への封じこめ、横断的な労働市場の個別企業ごとの分断、熟練労働力の個別企業への埋没が、やがて、労働者に「企業内意識」というものを生ぜしめ、労働者の組織をして、企業の枠のなかにおしとどめる結果になつたのだといふのである。<sup>(5)</sup>

大河内教授の企業別組合論をいま要約するならば、(一)わが国における企業別組合の発生的要因は、大正末期から昭和初頭にあつた独占的大企業による労働市場の分断政策、熟練労働力を確保しようとするための個別企業内への封じこめ政策に起因すること、(二)ヨーロッパの労働組合が、組合員のために長い期間かかって独力で築いてきた共済制度を、わが国の場合には、企業がそれを行つてきた。そしてその結果として、労働者の間に、牢固とした企業内意識が根をはり、労働者の運動自体も企業内主義に急速に傾いていったということ。(三)戦後の日本の企業別組合運動は、実に、戦前の、このような伝統

と無関係ではありえないし、その証拠には、戦後のわが国の労働組合運動に特徴的な要求として、ベース・アップ闘争もつとも目立っていることである。

このような大河内教授の見解は、教授のかつての企業別組合論が、「賃労働における日本型——出稼ぎ型労働」であったのにたいし、労働力の需要の側から企業別組合の成立を説明されているところに大きな問題があり、この点、高橋洗氏が、大河内教授の企業別組合論は「賃労働の出稼ぎ型」から「労働市場論」へ転回したのだとべているのは鋭い指摘であり、また高木督夫氏もこの点について、大河内教授を批判しておられる<sup>6)</sup>。また教授のこの理論は、すでに一九五八年に発表された西岡孝男氏のすぐれた研究「企業別労働組合にかんする覚書」にも照応するものであると考えられる。

戦前の日本特有の労働市場構造に企業別組合論の原因を見出される大河内教授の理論にたいする批判や疑問は、すでに多くの研究者によって指摘されているが、さしあたって、大河内教授とは全く対照的な形で、独自の企業別組合論を展開しておられる矢島悦太郎教授の理論についてふれることにしよう。

矢島教授は、一九六一年二月十一日の労働運動史研究会の定例研究会報告において、企業別組合の生成要因——国際比較の見地から——と題する講演を行い、その中で、「企業別労働組合は、もとより資本の法則からあらわれてくる。だから、日本の特殊条件というのが企業別「組合」を生み出すのではなく、企業別組合はあくまでも資本主義社会に共通して存在する資本の運動法則からあらわれてくる。ただそれが企業別という特殊な型をとるための要因として、それは日本の特殊条件にあるし、その基礎はつきつめてみればアジア的村落共同体の遺制にある<sup>8)</sup>と指摘される。矢島教授は、一九六〇年秋の社会政策学会における二村一夫氏の報告により、明治四〇年頃から、主として鉱山において次第に請負制が消滅し、経営者が直接に労働者を雇うという傾向を強調されたのを引用されて、前近代的な雇用関係というものは、資本主義の発展とともに次第に弱くなり、その基盤が失われていくはずである。従って明治時代にあった企業別組合が、その後、解体の過程を辿

るということであるなら問題はないが、明治三〇年代に生成した横断組合が減びて、そのあとに、企業別組合があらわれるのは順序が逆であることを強調され<sup>9)</sup>、その原因を、資本の運動法則の貫徹と同時に、これを特殊的に規制するものとしてのアジア的村落共同体の遺制<sup>10)</sup>の中に見出しておられる。矢島教授は、さらにここで日本人の特殊な生活環境、学校、政党、地方団体等、さまざまな集団にあらわれてくる封建性や閉鎖性をも問題にされ、このアジア的村落共同体の遺制という発想は、その後も発展せしめられている。

矢島教授は最近、「企業別組合と二重構造の研究方法について——資本の一般法則の作用する「場の理論」——」と題する論文のなかで、企業別組合についての問題の整理を行い、(一)全産業的ひろがりをもつ企業別組合、企業別の封鎖的労働市場、年功序列型賃金制等々の諸問題は、ほんらい独占資本段階において、資本の一般法則の作用に従って現われるものである。(二)同時にそれらは、日本とインドにおいてのみ共通して存在している特殊問題である。むしろそれは、アジアにおける特殊問題といわれるべきものであって、日本とインド以外のアジア諸国においては、いまだそれらの国が独占資本段階に達していないために、この問題の現われ方がなお不明瞭なのであると思われる。そして欧米諸国においては、資本主義発生のときから現在にいたるまで、また地域的には、英、米、仏、独等の先進諸国からギリシャ、スペイン、ポルトガル等の後進諸国にいたるまで、企業別組合は全然みられない現象である<sup>11)</sup>と規定される。そしてさらに、最近の高度成長政策の結果としての二重構造の問題にふれ、いわゆる二重構造なるものは、独占段階に至れば、いずれの資本主義国にも形成されるものであることを強調されつつ、つぎのように指摘される。「そこでこの場合問題となるのは、一方、欧米諸国においても二重構造は独占資本の初期的段階で形成されたが、資本制の大企業を中心として現われる資本の一般法則の作用により、中小経営のもつ前近代性・非合理制もやがては資本制的に合理化され、資本主義のより高度な発達とともにそれらはいずれも解体させられた。しかるに他方、わが国においては、何故、資本制の大企業それ自体が、労働市場、賃金制度、労働

組合等につき、いずれも企業別封鎖制という前近代的性格をもち、したがってそこから生ずる資本の一般法則の作用もゆがめられて、真に資本制的に合理的なものとなつてあらわれず、そのために二重構造が高度独占資本主義の段階にまで持ちこまれたかということ<sup>(12)</sup>、このように強い疑問を提出されつつ、二重構造自体にも日本の特殊性が存在しており、「わが国においては、ほんらい二重構造を形成せしめる資本の一般法則の作用と、その作用の現われ方を特殊ならしめる別個の要因の作用という、いわば異質的な二つの要因が結合している」ことを強調される<sup>(13)</sup>。

これを要するに矢島教授の問題の中心は、独占段階の開始とともに、二重構造の現象が、あらゆる資本主義国のすべての部門に共通して現われるのであるが、ただ西欧諸国の場合は、資本の一般的な法則の作用によって、前近代的なものを資本制的に合理化し、二重構造を解体せしめつつあったのに、わが国においては、何故そのような経過を辿らずに、二重構造は、日本型二重構造として、ますます顕著な傾向になったのかという点にある。教授は、このように、日本資本主義の「特殊性」という戦前の講座派の研究手法によりつつ、これを批判的に摂取されつつ、封建遺制そのものの理解についても、「特殊な性格をもつ封建遺制」として規定され、労働組合における企業別組織についても、このような結果であると強調されるのである。矢島教授はここで、わが国の封建遺制の「あり方」について、大塚久雄教授の問題意識、「封建遺制Ⅱ村落共同体」に賛成され、封建遺制の特殊的性格について明らかにするためには、村落共同体の性格の追求を問題にすることが必要であり、日本の資本主義の特殊的性格について、資本の法則という西洋にも存在する一般要因と、わが国において特殊な封建遺制という特殊要因との二重観点に立つことを主張する。これを要するに、矢島教授の企業別組合論は、一方において、わが国の高度に発展した独占資本主義国でありながら、封建遺制の根強い残存という点の強調においては戦前の講座派の理論に共鳴するのであるが、その封建遺制とは、西欧諸国における封建遺制と区別される特殊要因Ⅱアジア的村落共同体の遺制の残存であり、それが、わが国における資本の一般的法則の貫徹を規制し、この両者がからみ合つて、日本資本主義の特殊

性を形成するのであり、いわゆる労働組合における企業別組織も、実にその結果であるというのである。

以上において、大河内、矢島両教授の企業別組合論について、その概要を紹介したのであるが、それは、この両者がいろいろな点で対照的であるのみならず、方法論的にも多くの問題をはらむものであるからである。だがこの二つの理論を問題にするのは、以上の理由のほか、企業別組合の発生的要因を、積極的に日本の資本主義発達史のなかに求め、しかも前者は、「一九二〇年代以後の大企業による労働市場の分断政策」のなかに、そして後者は、「アジア的村落共同体の問題」というように、積極的に回答をひき出している点にある。それでは、この両者の所説について、問題となる点を指摘し、あわせて批判を加えることにしよう。

- (1) 大河内一男「日本の労使関係の特質とその変遷」(日本労働協会編集、日本労働協会雑誌、一九五九年四月号) および同氏「企業別組合の歴史的検討」(労働運動史研究会編集「労働運動史研究」一九五九年五月号)を参照。
- (2) これについては、内藤則邦「産業資本確立期における『鉄工』の形成と陶冶について」を参照。
- (3) 大河内「日本の労使関係の特質とその変遷」(前掲労働協会雑誌、五頁)。
- (4) 前掲「労働運動史研究」六頁。
- (5) 前掲七頁。
- (6) 高橋洗「企業組合主義」とその克服の条件」(「労働運動史研究」一九五九年七月号) および高木督夫「労働組合の組織活動」(雑誌「思想」一九五九年六月号)。
- (7) 西岡孝男「企業別労働組合論に関する覚書」(社会政策学会編「生産性向上と社会政策」有斐閣)。
- (8) 「労働運動史研究」一九六一年三月、二頁。
- (9) 前掲書三頁。
- (10) 前掲書八頁。
- (11) 矢島悦太郎「企業別組合と二重構造の研究手法について——資本の一般法則の作用する『場の理論』」(経済学論叢第五卷第一号)。
- (12) 矢島、前掲論文五頁。
- (13) 矢島、前掲論文八頁。

すでに指摘したように、大河内教授は、わが国における企業別組合の発生要因を、大正末期から昭和初頭にかけての巨大企業による労働市場の分断政策<sup>1</sup>・熟練労働力の個別企業内封じ込め政策のなかに、矢島教授は、わが国の封建遺制の特殊な性格と資本の一般的運動法則との絡み合いのなかで形成されるアジア的村落共同体の問題のなかに見出しておられる。だがわれわれは、企業別組合について考える場合に、何よりも組織論としての視角を忘れることはできない。すなわち、労働組合それ自体、賃金労働者の生活の諸条件を維持し、改善しようとする永続的な団体であるという認識に立つならば、どうしても組織的な運動の主体であるという解釈の上に立たなければならないのではなからうか。もしそうだとするならば、労働力の需要側の要因だけに企業別組合の原因を見出すのではなく、日本の労働者階級の運動の上で、労働力の売手としての労働者階級の、そうした独占資本の政策に、主体的に、ある場合には自発的に、応ずる傾向があったのではないかという疑問がおきてくる。それからいまひとつの問題は、大河内教授や矢島教授はもちろんのこと、およそわが国の研究者は、企業別組合の発生的要因を求めるのに急であって、明治三〇年代の横断組合が何故に急速に衰えてしまったのか、ただ弾圧がはげしかったからというような産業資本の段階において、いずれの国にもあらわれる現象に帰することでは不十分である。その理由は一体どこにあるのか、この問題を等閑に付しているように思われてならない。きわめて不完全なものであるにしても、クラフト・ユニオンの伝統が形成されはじめたばかりのときに、弾圧によってその芽は摘まれてしまったのであるが、何故に折角、出来上りつつあった横断組合は、わが国の労働運動にしっかりと根を下さなかつたのであろうか。この点を追求することが、きわめて重要ではなからうか。

以上は、一般に企業別組合の生成を論ずる場合に、当然、前提として考えておかねばならない問題である。つぎに大河内教授の理論について、疑問をのべるならば、教授によれば、大正八・九年の不況から昭和初頭にかけて、独占企業が成立し、この独占的大企業が、横断的な労働市場を個別企業ごとに分断し、労働力を企業の枠内に封じこめたというのであるが、この場合企業の側の労務対策として、熟練労働者の足どめ政策が、独占企業によってとられたことはよくわかるけれども、しかしただそれだけで、労働力の横断市場から縦断市場へ、つまり企業別組合が発生したというのでは論理に飛躍があるといわなければならない。同時に労働者の側にも移動することが、すなわち彼らの労働条件その他に不利な影響をもたらすという意識が、生まれてきたものではなかつたか。このような意識がどうして生まれたか。何が、労働者をして移動することより、むしろ一企業に定着することを選ばしめたのか、この点を究明することが重要であろう。

小松隆二氏によれば、「例えば資本が企業別組合の方向をもくろんだとすれば、当然労働者の側から、それに対応して何らかの抵抗がありそうなものであるが、実際は資本の要請に対し、労働者側が主体的に抵抗したという事例は少く、むしろ資本の意図とは別のところで、急進的労働者でも積極的に一工場一組合方式たる企業内統一に大きな期待をかけて、その実現に熱意を示し、運動を推進していたという事実である<sup>2</sup>」としている。これは労働市場論的把握というよりは、資本の攻勢にたいする労働者階級の反発、その防衛的な政策のあらわれであるとする見解であるが、ともかくも、企業別組合の原因を資本の側からの労務管理政策的な意図に解消してしまつて、労働者のこれにたいする対応の仕方を全く無視してしまつていふことには異論があるといわなければならない。

鈴木文治が、その自伝的労作「労働運動二十年」<sup>3</sup>に書いているように、明治末年から大正末期までは、労働力の移動が比較的自由であつたのに、その後、とりわけ第一次世界大戦後の時期から、そのような傾向が次第におとろえ、労働力が個別企業に定着させられつつあつたということが事実であるとすれば、その理由はその時期が当然にわが国における独占資本主義の確立期であることからして、独占資本の運動法則と日本の独占資本の性格およびその政策とこれに対応する労働者の組

織的な動き、この両方の側からの考察がなされなければならない。

一般に資本主義が、産業資本主義の段階から独占段階に移行すると、大資本による小資本の駆逐、破滅および吸収が急速に行われて、一方における巨大資本による収奪<sup>11</sup>資本の集積・集中傾向が進む反面、他方、小資本の残存ないし発生および増大、すなわち資本の分裂、分散化傾向を生み出し、独占資本の運動法則は、一般にこの両者の絡み合いのなかで貫徹するのであるが、このような状態のなかで労働者階級はどのような状態におかれるのであろうか。資本主義の独占段階への突入にともなう資本の集積・集中によって、一方に少数の巨大独占資本が聳立する反面、他方には、広はんな中小零細企業はげしい競争を通じて没落し、消滅し、同時に再生産されながら存在し、独占企業はこの歴大な数の中小零細企業の下請け化をおしすすめることによって、更に肥大化するわけである。この場合、中小工業ないし、軽工業を主とする家内零細工業労働者が、いちじるしい低賃金の状態においやられることはいずれの国の独占成立期にもみられる現象である。そのために、鉄鋼、化学、繊維および重機械工業などの巨大企業に働く労働者とその他の中小企業との間に、次第に賃金の格差が目立ってくることはいうまでもないのであって、この点、わが国といえども例外ではありえない。むしろ大正八、九年のいわゆる戦後恐慌の過程で明らかとなった慢性的大量失業が、労働者の生活を不安におとしいるという状態のなかで、失業の不安、もしくは、低賃金労働者への転落の不安から、労働者のうちでも比較的高い賃金をえていたと思われる重化学工業の労働者が、移動するのを喜ばなくなるという現象が生まれる。黒川俊雄氏が、その「日本の低賃金構造」に書いているところによれば、「労働移動率は一九一八年の七七・八%を頂点として、一九一九年五六%、一九二二年六〇%に低下し、以後年々低下して昭和初年には五〇%程度におちこんでいる」といわれる<sup>5)</sup>。

すなわち、第一次大戦後の恐慌以後、労働者の移動が少くなり、労働市場が、横断的なものから縦断化への傾向を歩み、大河内教授の表現をかりるならば、「労働力の個別企業への封じこめ」がはじまるのは、何よりも独占資本による急速な資本蓄積とその結果としての低賃金政策のためであり、これへの防衛的姿勢としての労働者側の敏感な反応として考えられる面がかなりみられるのであって、大河内教授のように、巨大企業による労働市場の分断政策のみに帰してしまうのは、労働力の買手つまり需要の側の要因だけを重視して、労働力の売手、すなわち労働運動の担い手としての労働者の主体的な動きを全く無視するという、いわば「労働運動不在論」におちいる結果となる。

もちろん、労働移動の減少とこれにもなる雇用の長期化が、独占資本による労務政策としてあらわれたことも事実である。明治二〇年代における紡績女工のはげしい移動、さらに三〇年代における企業間の職工争奪につづいて、やがて四〇年代以後、独占資本の労務対策としての養成工制度が導入される。隅谷三喜男教授によれば、日露戦争を契機として生産力の上昇に対応する素質的に優れた職工の養成が必要と考えられ、企業に忠実で、しかも新しい技術体系に対応した良質の労働力を確保しようとする意図が生まれたといわれる<sup>6)</sup>。このように、熟練労働者の確保のための資本の政策は、すでに明治末年にはじまっており、大企業を中心に、労働市場を縦割りに分断しようとする動きがすでにあらわれていることは重要である。しかもそのような状態の中で大正初期、友愛会が横断組合として誕生をみたのであって、その後、大正八、九年以後、わが国における独占資本主義の成立にもなつて、資本の側からする熟練労働力の独占的確保のための政策が強力におしすすめられたのであるが、この場合、問題になることは、大企業を中心とする独占資本による歴大な超過利潤の取得が、大企業によるさまざまな労働者政策の基礎となったことである。

すなわち大正末期から昭和初頭にかけて、労働移動が減少したのは、独占資本主義の確立によって慢性的失業が恒常化するという背景のなかで、企業規模の上でも、賃金の面でも格差が増大し、また他方、企業の業績の悪化、雇用の停滞、臨時工、下請工の導入などによって、転々と職場をかえ、移動することが、労働者にとってきわめて不利な状況となり、失業と転落の不安をよびおこしたという事実と、いまひとつは、労働者の一企業への定着、雇用の長期化というような現象が、大



河内教授のいうように、社会福利施設などを通じて確立してゆくのであるが、問題は、労働者の側から、ある場合には、防衛的な意味において、ある場合には進んで積極的に、一企業一組合主義の方向をとるような姿勢を示したと考えられる。問題は独占段階に至って、なぜわが国のみが、企業別組合への方向を生み出したのか。この点が問題である。折角、明治から大正中期までの間に横断組合の伝統がありながら、それがわが国の労働運動に定着せずに途絶えてしまった、企業別化への方向を辿ったのであろうか。矢島教授は、すでにのべたようにアジア的村落共同体の遺制を強く主張される。これを企業の側からみれば、経営家族主義と温情主義であり、労働者の側からすれば、社中協力主義と親分子分関係となつてあらわれていたことであろう。だが、わが国の労使関係に、日本独特の封建的諸関係が強くまつわりついていたし、いまもなおかなり強いこと否定できないが、しかしそれならば明治三〇年代に、何故に、横断的な職能別組合の誕生をみたのであろうか。それは多分に外国の労働運動の影響をうけた高野や片山らの上からの指導、啓蒙と説得という事実によつていたにしても、ともかく当時、封建遺制は今日とは比較にならないほど強烈なものがあつたと考えられる。しかしそれにもかかわらず、鉄工組合をはじめ職能別組合が存在して、かなりの影響力をもつに至つたのは、職種別の横断的な労働市場が存在していた<sup>(8)</sup>からだと考えないわけにはいかない。もしそうだとすれば、ただアジア的村落共同体の遺制に、企業別組合の存立の基盤を求めるのも、必ずしもわれわれを納得せしめるものではない。ここにはやはり大河内理論と同じく、論理に飛躍がみられるのであつて、明治三〇年代の横断組合や大正期の友愛会を中心とする運動の伝統が何故滅びてしまったかの理由を、アジア的村落共同体の理論をもつては具体的に明らかにするものではない。

一般に大河内教授の理論にしても、矢島教授の理論にしても、企業別組合の生成ないし形成要因だけを問題にされ、前者は、大企業による横断的労働市場の分断政策に、後者はアジア的村落共同体の遺制にその要因を求められるのであるが、この両者に共通してみられる問題は、企業別組合の生成要因の探求に急な余り、わが国では、横断組合が何故根づかなかつたのか、言いかえるならば、明治三〇年代のクラフト・ユニオンが何故、崩壊してしまつたのか、こういう組織論ないしは運動論としての視角がまったく脱落してしまつてゐることである。明治三三年の治安警察法という弾圧法規による権力的な圧迫があつたにしても、これに抵抗し、この苦難のなかで組織をまもりきれなかつた理由は一体どこにあつたのか。およそこのような労働者階級の主体的な動き、その組織の問題について十分な考慮を払ふことなくしては、この問題を正しく理解することはできない。すなわち企業別組合の発生史的要因を把握するためには、たんに労働市場論的分析方法のみならず、やはり組織論・運動論的視角からの接近、つまり労働運動の担い手、組織の主体としての労働者階級という立場からの研究がより一層重要なものとなるであらう。そしてその場合、ヨーロッパの職能別組合とわが国の明治期の労働組合に、その特徴においてどのような相違があつたのか、いわゆる比較労働運動史の方法による研究が必要となつてくる。そこで、以下に、この方法によって問題の核心に近づいていくことにしよう。

- (1) 高橋洗、前掲論文「労働運動史研究」一九五九年七月号、二頁。
- (2) 小松隆二「戦前における企業別労働組合の発生要因をめぐって」(三田学会雑誌一九六三年、第五十六巻第十号)。
- (3) 鈴木文治「労働運動二十年」(一元社、昭和六年)一三四頁、職工生活二十年の告白——暗涙生——を参照。
- (4) 北原勇「資本の集積・集中と分裂・分散」(三田学会雑誌第五十巻第七号)。
- (5) 黒川俊雄「日本の低賃金構造」(大月書店、一九六四年)。
- (6) 隅谷三喜男「社会運動の発生と社会思想」(岩波講座「日本歴史」18 現代(1)、一八八頁)および同「日本の労働問題」(東大出版会)所収「日本資本主義と労働市場」。
- (7) これについては、小松隆二「自由連合労働組合運動の歴史」(労働運動史研究第十八号)をみよ。
- (8) 隅谷、前掲書、一七一頁。

わが国の企業別組合を問題にする場合、大抵は、イギリスのクラフト・ユニオンを意識的にせよ無意識的にせよ前提とし、これとの比較において論ずることが普通となっている。従って、わが国における労働組合の黎明期とイギリスのそれとを比較することは、たしかにわが国の労働組合運動の特殊性を理解するために必要であるばかりでなく、イギリスをはじめとするヨーロッパ諸国の横断組合の特徴を論ずる場合にも有効な作業であるといわなければならない。

イギリスの労働組合の発生について、ウェット夫妻は、ブレンターノの「クラフト・ギルドの後継者」という所説を批判し、反対してつぎのようにのべている。「労働組合の組織 (the trade union organization) は、過去二世紀の間、イングランドのいたるところに存在していた地方的な友愛組合 (the local friendly society) もしくは疾病組合 (the sick clubs) とともにあったのである。これらの諸特徴が、もともとクラフト・ギルドからうけつがれたものであらうとそうでなからうと、初期の労働組合は、大多数の場合、十五世紀の組織の伝統からではなくして、その組合の周辺に存在していた小さな共済組合から、その諸特徴をとつたのである……。われわれが後の章で論ずるところであるが、一八二九年から三四年の労働組合運動に特徴的な珍妙な儀式というものは、周知のように、オッドフェロー友愛組合 (the Friendly Society of Oddfellows) の儀式かとられたものである<sup>(1)</sup>。このように、主として近代的労働運動の草創期ともいうべき十八世紀には、労働組合は共済組合と機能的に区別したい状態で存在し、活動をつづけていたとみられるのである。たとえば、グラハム・ウォーラスの「フランス・プレス伝」によれば、一七九〇年、プレスは、ズボン製造仕立職人共済組合 (the Breeches Makers' Benefit Society) に加入したが、それは、会員が病気になる場合および死亡したとき埋葬のための団体であったが、その実際の目的は、賃金を要求してストライキを行うためのものであったと書いている<sup>(2)</sup>。このように、十八世紀末期から十九世紀の初頭

にかけては労働組合と友愛組合は未分化の状態であり、オッドフェローズと呼ばれた共済組合は同時にまた労働組合でもあったといわれる<sup>(3)</sup>。従って団結禁止法のもとで酷烈な弾圧にあったときには、友愛組合に偽装して、その存在を保ちつづけたといわれる<sup>(4)</sup>。

以上のように労働組合は、その運動の初期において友愛組合と共存し、もしくは同一視されるという場合が多く、むしろ労働組合は、友愛組合から発展した場合が多かったといわれる。これについて、ウェット夫妻はさらにつぎのようにのべている。「疾病手当をあたえたり、葬式の費用のために準備をする地方的な友愛組合は、十八世紀のイングランドのどこにでもおこっていた。そして十八世紀末になって、その会員は急速に増加し、ついに、ともかくも、ある場所では、あらゆる村のピア・ホールは、これらのささやかな自然発生的な組織の若干のものを中心になった。一七五〇年から一八二〇年の間に生まれ、ニューキャスル・オン・ティンの周辺に存在した一〇〇以上のこれらの友愛組合の規約は、大英博物館に保存されている。……それらがあらゆる職業の人々を無差別に会員としている限り、おそらくは明瞭に労働組合の活動というものは、このような会合からは生まれなかったであらう。だが、ある場合に、高額な醸出、移動する習慣、職業危険などのないろいろな理由のために、疾病および埋葬組合は、特定の職業の人々に限定されることとなり、こういう種類の友愛組合が、しばしば労働組合になったのである<sup>(5)</sup>。ウェット夫妻は、近代的労働組合発生の経路を単一のものではなく、きわめて複雑な構成と性格のものとして分析しているのであるが、ともかく、友愛組合が労働組合と密接な関係があり、このような友愛組合の広はんな存在が、一方において、たんに労働者だけではなく、ひろく一般大衆すなわち勤労者、商店主、手業者および農民による相互扶助的な組織として、横の連帯を強化しているなかで、このうち特定の職業のグループが労働組合になつていくということは、およそわが国の労働組合運動にはまったくみられない現象であった。この意味では、友愛組合と労働組合との関係を追究することは、きわめて興味ある課題であるにもかかわらず、実際にはあまり行われぬのが現状で

ある。<sup>(6)</sup>

もちろん、労働組合と友愛組合との関係は、相互扶助という一つの根から発生してきた側面が指摘されとしても、十九世紀後半にいたると、両者はそれぞれ無関係に運営されるようになるのであるが、十八世紀末期から十九世紀初頭にかけては、<sup>(7)</sup> どのような関係にあったのか、この点を明らかにしておく必要がある。いわゆる友愛組合の起源は、明らかではない。古代ギリシャの寺院における宗教的儀式と関係のあるフラタニティであるとか、あるいは、クラブト・ギルドから発したものであるとか、いろいろな説があるが、友愛組合の数の増加が目立ってきたのは、十八世紀であり、それも後半になってであった。友愛組合について本格的な研究をした最初の人はイーデン (Sir Frederic Morton Eden) であつた。<sup>(8)</sup> イーデンによれば、一七九三年法により五、一一七の地方的なクラブが登録されており、しかも規約をもたないクラブがその三分の一あるとすると、結局、地方的な友愛組合の数は七、二〇〇という歴大な数にのぼることになる。

この友愛組合活動が、とくに十八世紀の後半になっていちじるしい現象となつたという事実は、やはりイギリス資本主義の確立、とくに産業革命の進展と無関係ではありえないが、とくに一七九三年、当時、大蔵大臣であつたジョージ・ローズ (George Rose) が、友愛組合に鋭い関心を示し、いわゆるローズ法として知られる友愛組合法をつくつたことである。彼はのちに貯蓄銀行の設立を奨励するために力をつくしたといわれるが、この法律は友愛組合にたいしてさまざまな権利を認め、たとえば訴訟の主体となりうる資格を付与し、その基金を保護したのであつた。このように、政府が、上からの政策としてこれを保護する態度に出たのは、労働者の救貧費にたいする要求をへらすことを意図したものであるといわれる。<sup>(9)</sup> 小山路男教授によれば、この当時の友愛組合は、政府の貧民対策の政策の一環として把握することが必要であるといわれ、熟練職人の自助的組織としての側面のみを重視するレインズの説を批判しておられるが、わたくしはやはり、一方においてそれは政府が、労働者の貧困化に対処するために、上からの政策をして強制的に行われたものであるとともに、他方労働者階級の成

熟にともなつて、次第に自発的且つ自助的な組織に転化したものであつたというように考えている。すなわち、ゴスデンによれば、「十九世紀初頭において、友愛組合は、救貧税をひき下げるための有効な組織とみなされたのであるが、しかし政治的な感覚においては、きわめて危険なものとなつた」とのべられて<sup>(10)</sup> いるように、友愛組合運動は、一八一五年から一八七五年までの間、労働組合運動および友愛組合運動とともに、労働者階級の自助的運動 (self-help movement) の先駆者とみなされうるのであつて、十八世紀末においては、友愛組合が労働者階級の自主的・自助的運動のなかでしめた地位は、かなり高かつたと想像される。<sup>(11)</sup>

そこで問題は、当時そのようにならりの勢力を有していた友愛組合と、黎明期の労働組合はどういう関係にあつたかというに、両者はいわば共存の関係であり、一八一五年当時、友愛組合として存在した小さな地方的な団体は、実際にはその組織は、同時代の労働組合とまったく同じものであつたといわれる。つまりその運営は、クラブの部屋に集まつた会員の一般的な機関の手にあり、一方、執行の機能は選挙ではなくして、輪番制によって選ばれた役員によって行われたのであつた。ただ労働組合の組織の場合には、労働争議を予想して、中央組織の命令的な傾向が強かつたのであるが、友愛組合の場合<sup>(12)</sup> は逆で、地方支部が、中央の基金とは別の疾病および運営のための手当をもつていた。またある種の労働組合は、中央本部が建設される前に、その運営機関の所在地を転々とかえることによつて、一地域の、あるいは一にぎりの組合員が、他の者を支配することができないようにするという民主的な方法を採用していたといわれる。<sup>(13)</sup> 要するに初期の労働組合組織が、友愛組合と密接な関係があり、友愛組合の立法が初期の労働組合によつて利用され、労働組合もまた、その基金を保護し、とくに団結禁止法下においては、その存在を保つためにしばしばみずから友愛組合と称し、それとして登録していたことはよく知られている。その後、一八五五年法においては、規約にうたうだけで登記所の検査というものを必要としなかつたために、労働組合がますます友愛組合法の適用をうけやすかつたのであり、一八六九年の統計によれば、合同機械工同盟、鑄鉄工組

合、合同大工および指物師組合および煉瓦工組合などもこの友愛組合法の適用をうけていたのであった。ところが、いわゆるホーンビー・V・クローズ事件の結果、労働組合は、その目的からいって、友愛組合の適用をうけるべきでないとされたため、結局、一八七一年の労働組合法が制定されるのである。

当時の友愛組合と労働組合とは、やや類似した慣行と要求に応ずるものであったといえることができるが、一八一五年から一八七五年の間に、オッドフェローズ(Oddfellows)、フォレスターズ(Foresters)、ドルーズ(Druids)、シェプアーズ(Shepherds)などの友愛組合の発展がみられた。<sup>(15)</sup> 当時その三四組合の組合員合計は、一、二五二、二七五名であり、かなり広はんに組合員も獲得していたことがわかるのであって、そのうち最大のものは、オッドフェローズ独立団体、マンチェスター・ユニティ (Independent Order of Oddfellows, Manchester Unity) とフォレスターズ古代協会 (Ancient Order of Foresters) であって、前者は、四二六、六六三名、後者は三八八、八七二名の組合員を擁していたといわれる。この運動は、一八三五年から一八四五年までのいわゆる「チャーティストの時代」にもっとも盛んになり、とりわけ、オッドフェローズ・マンチェスター・ユニティとフォレスターズは、工業地帯、ランカシア地方とヨークシア地方にその運動の本拠をもっていたといわれる。

関谷嵐子氏は、ベルンライターの研究「イギリス労働者階級の組織」に依拠しつつ、十九世紀後半に至ると、労働組合と友愛組合とは、両者の構成員はしばしば重複していた事実を指摘され、この両者にみられる共済手当制度は、競合的あるいは敵対的な関係であるよりは、むしろ併行的な、あるいは労働生活そのものからみれば相互補完的であったことを強調される。すなわち、十九世紀後半には、友愛組合と労働組合とは一応無関係であるにもかかわらず、労働組合の共済制度を論ずるにあたって、友愛組合の存在と役割を無視するわけにはいかない。それは、イギリス労働者階級における生活保障のあり方、すなわち生活上の事故にそなえての自助(あるいは自助の理念にもとづくグループ的な相互扶助)が、どのような構造で成立していたか、を知るために必要なのである……。イギリス労働者階級における自助を究明するためには、おそらく労働組合

についての分析と同様の比重で、友愛組合や協同組合の諸問題が論じられなければならないのである。<sup>(16)</sup> イギリス初期労働運動をはじめ、ヨーロッパの労働者階級の間典型的にみられた「トランピング」、いわゆる「渡り歩き」の現象も、このような友愛組合と共済組合との相互補完的な関係の把握のなかで、はじめてその意義を理解することができるのではなからうか。このようにして、十九世紀前半においては、共済組合と労働組合との関係は密接で、特定の工場もしくは事業所の労働者によって結成された共済組合、あるいは特殊の職業の友愛組合は、やがて労働組合に移行したといわれる。<sup>(17)</sup> すなわち、イギリスの初期の労働組合運動には、はじめは、友愛組合的な相互扶助的な組織からはじまり、次第に労働組合ないしそれに近いものになるという傾向と、最初から特定の職業的利益を擁護するための組織としてのより積極的なものと、二つの系譜が考えられるのであって、<sup>(18)</sup> このような初期労働組合にみられる特徴は、ヨーロッパの労働者組織には共通した型であったと思われる。

たとえば、ドイツの初期労働運動についてのエリザベス・トットとハンス・ラダントの共著「一八〇〇年から一八四九年までの初期ドイツの労働組合運動史」もこれについてくわしくふれている。島崎晴哉氏がその力作「ドイツ労働運動史」に紹介しているところによれば、一八四八年のドイツ三月革命以前における典型的な労働者組織として、(一)救済金庫制度、(二)労働者教育協会、(三)ストライキ団体をあげ、三者はそれぞれ共済的機能、教育的・文化的機能および経済的機能を果しつつ、それが相互無関係に存在したのではなくて、むしろしばしば運動の過程で統一の方向への働きかけもみられたところから、これらの三つの組織を、労働組合の先行組織として把握している。<sup>(19)</sup>

以上の分析によって明らかのように、西欧の労働組合組織の生成過程には、わが国のそれにはほとんどみられなかった友愛組合という相互扶助的な組織が広はんに存在し、労働組合の成立にとって重大な条件のひとつとなったのであるが、わが国では、このようなひろく勤労者を基盤とする大衆的・自主的な相互扶助的組織はほとんど存在しないか、あるいは存在し

たにしてもみるべき力をもっていなかったこと、ここに、横断的な労働組合は鞏固な地盤を確立することができず、共済的機能を強化し、労働組合の経済的基礎を確立しようとしたときには、弾圧によってその活動が麻痺させられ、ついに逃げ場を失ってしまったということができないであろうか。それでは一体、何故に、イギリスを中心とするヨーロッパには、このような広はんな共済的組織が発生し、わが国は、それが欠けていたのであるか。以下、結論としての問題についてふれてみることにしよう。

- (1) Webb; History of Trade Unionism, 1920, p. 19.
- (2) Graham Wallas; Life of Francis Place, 1951, p. 6.
- (3) G.D.H. Cole; A Short History of British Working Class Movement, 1787-1947, London, 1952, p. 35.
- (4) Cole; *ibid.*, p. 39. Webb; *ibid.*, p. 78.
- (5) Webb; *ibid.*, p. 24, foot-note.
- (6) 島崎晴哉「ドイツ労働運動史」(青木書店)
- (7) 関谷風子「イギリス労働組合の共済手当制度」(——主として十九世紀末におけるその機能と問題について——(社会科学研究所 第十三巻 第一号所収))
- (8) F.M. Eden; The State of the Poor, 1797, Vols. II and III, *ibid.*, Observations on Friendly Societies, 1801.
- (9) P.H.J. Gosden; The Friendly Society in England 1815-1875, 1961, London, p. 5.
- (10) Gosden; *ibid.*, p. 6.
- (11) Gosden; *ibid.*, p. 7. Webb; Trade Unionism, Appendix V.
- (12) Webb; Industrial Democracy, p. 8.
- (13) Webb; *ibid.*, pp. 12-13.
- (14) Webb; Trade Unionism, p. 113.
- (15) Gosden; *ibid.*, p. 26.
- (16) 関谷風子「前掲」(社会科学研究所第十三巻 第一号一七一—一九頁)。
- (17) Webb; Trade Unionism, p. 23, note.

- (18) Gosden; pp. 55-56.
- (19) 島崎「前掲書一六二頁」。

## 五

わが国における企業別組合の生成要因について、比較労働運動史の立場から、論理を展開してきた。その結果、結論的には、わが国の労働組合運動には、友愛組合のような相互扶助的・自主的な組織、勤労大衆の横の連帯を強めるような下からの組織が欠けていたということを見出す。企業別組合の形成は、まさしく大河内教授や矢島教授の指摘されるように、日本的特殊性に根ざす歴史的なものであることは事実である。しかしそれと同時にそれは、組織論としてみた場合、日本の労働者階級の自主性、主体性にかかわる問題でもある。佐口卓氏の「日本社会保険史」によれば、わが国における民間共済組合の成立は、明治三八年の鐘淵紡績株式会社の企業内共済組合をもって代表的なものとされる<sup>(1)</sup>。しかしそれがいかにすぐれたものであるとしても、企業経営の上からする労務管理的色彩から自由でありえないし、恩恵的な要素、すなわち共済組合における生活の救済を通じて、支配と被支配の関係の成立を否定することはできない<sup>(2)</sup>。このようにして、下からの充分な相互扶助的組織の展開をみないうちに、すでに上からの政策としてビスマルク的社会保険の構想が、ただ形の上だけでとりいられ、社会政策としてよりは社会事業的な処理に結びつくことによって、労働者階級の自主的な行動、階級的意識を企業の恩恵制度のなかに窒息せしめておくこととなったのである。近藤文治教授もまた、その著「社会保険」において、イギリスにおける近代的な社会政策としての一九一一年の国民保険法の成立と、労働組合運動とともに発展してきた友愛組合との関係について注目しているが、わが国において、このような自主的な相互扶助組織が広はんに存在しなかった理由は何か。イギリス労働者階級の運動をみると、われわれはそこにセルフ・ヘルプ (Self-help) もしくはセルフ・リライアンス (Self-

relance) というものの強固な傾向をみることが出来る。これが実は、相互扶助という労働者階級の連帯性を支えていると思われるのであるが、それは一体何に由来するものであるか。友愛、すなわちフラタニティ (Fraternity) という思想は、しばしば市民革命のスローガンとなったのであるが、この場合、あくまでも完全に平等な関係の上になつた個人と個人との結びつきを意味する。そういう意味でのフラタニティという観念がわが国に存在したことがあつたであろうか。フラタニティの思想が西欧に発生し、そこにおいてのみ、人々の心的態度として成熟をみたということ、これは明らかにキリスト教文明の深い影響によるものであつた。まさしくそれは逆の意味において、わが国では近代的な自我の確立が充分になされなかつたということ、ここに大きな問題がある。

マックス・ウェーバーは、その著「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」(The Protestant Ethic and the Spirit of Capitalism) の担い手は、たんに資本家だけでなく、また同時に賃金労働者を含んでいることを強調している。<sup>(3)</sup> この場合、まず、近代に独自の資本主義発生之母胎となつた「産業的中産者層」を含み、さらにその母胎から分化しつつ産業経営の両極としてあらわれてくる「資本家」と「賃金労働者」の双方をもともと含んでいるといえる。<sup>(4)</sup>

ところが、わが国の場合、明治維新が、市民革命として、きわめて不徹底な形でしか行われなかつたために、近代的な自我の確立が充分に確立せず、従つてヨーロッパ諸国に広くみられたような相互扶助的な組織があまりにも弱く、かりに存在したにしてもみるべき成果をあげることができなかつたし、そのうちに権力的なげしい弾圧にあつて、横断的な組合運動は大きな打撃をうけたものであるといふことができよう。大正末期の、巨大資本による横断的労働市場の分断政策にしても、わが国におけるブルジョア革命の不徹底による自我の確立を無視し、横断的労働市場の巨大資本による分断化、もしくはアジア的村落共同体の遺制の強調によつて説明することは、一面的な考察に終ることになるであらう。

これを結論的にいふならば、(一)大正八、九年の戦後恐慌から昭和初頭にかけて、巨大企業による横断的労働市場の分断政策がはじまつたことは事実であること。(二)その場合、たんに巨大企業による労務管理政策Ⅱ労働力把握政策として解消せず、労働者の側にはどのような反応がおこつたのか、つまり組織論、運動論の立場から考察する必要があること。(三)そうした場合、労働者Ⅱ労働力の売り手の側は、ある場合には資本との闘争の結果、防衛的な意味において、ある場合には、進んで資本の政策に順応するという、「資本と賃労働」における対抗関係が無視されてはならないこと。(四)この場合、独占資本主義確立期において、何故、わが国の労働組合のみがそういう道——企業別化への方向——をえらんだか。(五)この問題は、実に、明治三〇年代における横断組合が何故急速に崩壊してしまつたかという問題と不可分であること、たんに弾圧がはげしかつたということだけでは不十分で、それは、労働者階級の組織における主体性の問題にかかわるものであること。(六)西欧との比較においてみた場合、やはり明治維新が市民革命として、きわめて不徹底に終つた結果として、近代的な自我の確立が不徹底に終らざるをえなかつたため、相互連帯 (Solidarity) もしくは友愛 (Fraternity) という思想が風土化しなかつたこと。(七)従つて企業別組合論も、労働市場論の枠のなかに閉じこめてしまふことは正しくないこと。これを要するに、この問題はわが国の資本主義社会構造の全体的な理解の上になされなければ、正しく把握され得ないように思われる。たとえば、企業別組合を職能別組合との比較を前提として論ずる場合、われわれはどうしても、職能別組合の基礎になつているクラフト (Craft) という概念につき当らざるをえない。わが国で、このクラフトにあたる真に適当な訳語はみあたらないのであるが、これはすなわち、クラフトなるものが明確な形で存在していなかつたことを意味する。それは何故か。職能別組合のわが国におけるきわめて早期における衰滅は、やはりこのようなクラフトⅡ「技術もしくは熟練」というものの未成熟という問題と密接な関係があるように思われる。この点を深くほり下げていくならば、工場制手工業のイギリスにおける長期にして広はんな存在の過程のなかで徹底的に分業化が進み、クラフトというものの生成がみられるのは対照的に、わが国においては、国家的政策としての上からの技術の導入、熟練労働力の養成がはじめられたことに気がつくであらう。企業別組合

の問題は、かくしてヨーロッパにおけるクラフトの生成の問題の追求を中心として、産業革命期以前の、いわゆるマニユアラクトの段階での賃労働の存在形態とも関係するものといわなければならない。この点についての研究を通じて、企業別組合の問題は、さらに前進せしめられなければならないであろう。

- (1) 佐口卓「日本社会保険史」(日本評論新社、昭和三四年)第二章社会保険の先駆的形態。
- (2) 前掲書三六頁。
- (3) マックス・ウェーバー「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」(上)六八頁、(下)二四〇頁。
- (4) 前掲書、大塚久雄氏解説。

—一九六四・一二・一四—

〔付記〕この論文は、筆者が、十一月十二日の慶応義塾経済学会および同月十五日の社会政策学会(関西学院大学)において報告したものを整理したものである。御批判を賜った慶応義塾経済学部の黒川俊雄、常盤政治、井村喜代子、寺尾誠、植草益、岡田泰男の諸氏ならびに社会政策学会会員の隅谷三喜男、矢島悦太郎、大友福夫、角田豊の諸教授にあつくお礼申上げる次第である。

## ロバート・オウエンとウィリアム・ゴドウィン(中)

白 井 厚

- 一、オウエンの思想形成
- 二、「新社会観」における性格形成原理
  - (1) 性格形成原理の基本性格
  - (2) 環境論による社会批判
    - a、経済批判 b、法律、刑罰批判
    - c、宗教批判 d、国家観
  - (3) 利己心、盲目的利潤追求批判
  - (4) 教育論、生産と教育の結合(以上第五八巻第一号)
  - (5) ゴドウィンと性格形成原理
    - a、環境論における両者の差 b、利己心の否定における共通性
    - c、教育論における両者の差
- 三、協同社会主義への成長
  - (1) 二人の出会い
  - (2) 「工場制度の影響に関する考察」
  - (3) 「ニュー・ラナーク住民への講演」(以上本号)